

平成27年第2回美幌町議会臨時会会議録

平成27年5月11日 開会

平成27年5月11日 閉会

平成27年 5月11日 第全号

○議事日程

日程第 1		仮議席の指定について
日程第 2		会議録署名議員の指名
日程第 3	選挙第 2 号	議長の選挙について
日程第 4		会期の決定 (諸般の報告)
日程第 5	選挙第 3 号	副議長の選挙について
日程第 6		議席の指定について
日程第 7	選任第 1 号	常任委員の選任について
日程第 8	選任第 2 号	議会運営委員の選任について
日程第 9	選挙第 4 号	美幌・津別広域事務組合議会議員の選挙について
日程第 10		町長就任宣誓 (所信表明)
日程第 11	承認第 4 号	専決処分の承認について [美幌町税条例等の一部を改正する条例]
日程第 12	承認第 5 号	専決処分の承認について [美幌町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例]
日程第 13	承認第 6 号	専決処分の承認について [平成 26 年度美幌町一般会計補正予算 (第 13 号)]
日程第 14	承認第 7 号	専決処分の承認について [平成 26 年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算 (第 5 号)]
日程第 15	承認第 8 号	専決処分の承認について [平成 26 年度美幌町介護保険特別会計補正予算 (第 5 号)]
日程第 16	承認第 9 号	専決処分の承認について [平成 26 年度美幌町公共下水道特別会計補正予算 (第 5 号)]
日程第 17	同意第 2 号	監査委員の選任について
日程第 18	同意第 3 号	監査委員の選任について
追加日程第 1		閉会中の継続調査について

○出席議員

1 番	高橋秀明君	2 番	大江道男君
3 番	新鞍峯雄君	4 番	上杉晃央君
5 番	稲垣淳一君	6 番	戸澤義典君
7 番	早瀬仁志君	8 番	岡本美代子君
9 番	坂田美栄子君	副議長 10 番	吉住博幸君
11 番	橋本博之君	12 番	中嶋すみ江君
13 番	古舘繁夫君	議長 14 番	大原昇君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

美幌町長	土谷耕治君	教育委員会長	沖田滋君
農業委員会 会長	鈴木幸往君	選挙管理委員会 委員長	松本光伸君
監査委員	高木清君		

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副町長	染谷良君	総務部長	平井雄二君
民生部長	藤原豪二君	経済部長	広島学君
建設水道部長	矢萩浩君	病院事務長	但馬憲司君
会計管理者	植木恒則君	事務連絡室長	中村敏文君
総務主幹	田村圭一君	電算主幹	河端勲君
まちづくり主幹	露口哲也君	総合計画主幹	那須清二君
財務主幹	小室保男君	契約財産主幹	石坂聡君
税務主幹	田中三智雄君	環境生活主幹	佐々木斉君
児童支援主幹	武田孝司君	福祉主幹	谷川明弘君
健康推進主幹	佐藤和恵君	社会福祉主幹	多田敏明君
農政主幹	渡辺靖行君	耕地林務主幹	伊成博次君
商工観光主幹	小室秀隆君	建設主幹	川原武志君
建築主幹	中沢浩喜君	水道主幹	御田順司君
事務連絡室次長	小南徹君	教育長	平野浩司君
教育部長	高木恵一君	学校教育主幹	石澤憲君
学校給食主幹	石田勇一君	社会教育主幹	荒井紀光子君
町民会館建設主幹	斉藤浩司君	スポーツ振興主幹	大場正規君
農業委員会事務局長	西俊男君	選挙管理委員会事務局長 監査委員室長	小西守君

○議会事務局出席者

事務局長	高崎利明君	次長	橋本美典君
議事係長	水上修一君	議事係	寺田好君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○臨時議長（大江道男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、平成27年第2回美幌町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（大江道男君） 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席とします。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○臨時議長（大江道男君） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番中嶋すみ江さん、12番坂田美栄子さんを指名します。

暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

（議長選挙候補者の所信表明）

午前10時29分 再開

○臨時議長（大江道男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第3 選挙第2号

○臨時議長（大江道男君） 日程第3 選挙第2号議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（大江道男君） ただいまの出席議員数は14名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に8番上杉晃央さん、11番岡本美

代子さんを指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○臨時議長（大江道男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（大江道男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○臨時議長（大江道男君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票願います。

なお、詳細については、事務局長から説明させます。

○事務局長（高崎利明君） それでは、事務局から説明させていただきます。

単記無記名でありますので、投票用紙の枠の中に被選挙人の氏名を一人お書きください。他のことを書きますと無効となります。白票も無効となります。

以上で、説明を終わります。

○臨時議長（大江道男君） 投票用紙への記載をお願いします。

点呼を命じます。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（高崎利明君） それでは、議席番号と氏名を申し上げます。

1番稲垣淳一議員、2番戸澤義典議員、3番中嶋すみ江議員、4番吉住博幸議員、5番橋本博之議員、6番高橋秀明議員、7番大原昇議員、8番上杉晃央議員、9番早瀬仁志議員、10番古舘繁夫議員、11番岡本美代子議員、12番坂田美栄子議員、13番新鞍峯雄議員、14番大江道男議員。

（投票）

○臨時議長（大江道男君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（大江道男君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。

上杉晃央さん、岡本美代子さん、開票の立ち会いをお願いします。

（開 票）

○臨時議長（大江道男君） 選挙の結果を報告します。

投票総数14票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票14票、無効投票0票です。

有効投票のうち、大原昇さん8票、吉住博幸さん6票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、大原昇さんが議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

○臨時議長（大江道男君） ただいま議長に当選された大原昇さんが議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

議長に当選されました大原昇さんから、発言を求められておりますので、これを許します。

大原昇さん、登壇願います。

○議長（大原 昇君） 〔登壇〕 今、選挙の結果、無事というか議長に選ばれました。これは本当に責任の重い職だと思っております。まして、吉住さんが最後に言われた議員の資質を高める、これもやはり相当大事なことだと思っております。これも町民の負託にこたえる議会でなければならぬための、一つの方法だと思っております。私はやはり、先ほどから申し上げましたとおり、議会改革、これを第一の優先として考えていきたいと思っております。やはりこの改革がなければ、これからの先、10年、20年、30年後のことを考える

と、やはり議会改革をしながら、美幌町のことを思って行く。そして、町民の負託に応える議会でなければならないというふうに思っておりますので、このあと13名の議員のお力を借り、そして行政の皆様のお力を借り、最後に町民の力、声をしっかり聞きながら、行政に反映していきたい、議会に反映していきたいと思っております。どうぞ、あと4年間よろしく願います。

○臨時議長（大江道男君） これで、臨時議長の職務は全部終了いたしました。御協力ありがとうございました。

大原議長、議長席にお着き願います。

（大原議長、議長席に着く）

◎日程第4 会期の決定

○議長（大原 昇君） 日程第4 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今臨時会の会期は本日1日としたいと思っておりますがこれに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定しました。

◎諸般の報告

○臨時議長（大江道男君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、事務局長から報告させます。

○事務局長（高崎利明君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものの配付しておりますので、御了承

願います。

また、本臨時会中、議会広報及び町広報用のため写真撮影を行いますので、御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコン使用を許可しておりますので、あわせて御承知おき願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大原 昇君） 暫時休憩します。

午前10時45分 休憩

（副議長選挙候補者の所信表明）

午前11時10分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第5 選挙第3号

○議長（大原 昇君） 日程第5 選挙第3号副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（大原 昇君） ただいまの出席議員数は14名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に9番早瀬仁志さん。13番新鞍峯雄さんを指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（大原 昇君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（大原 昇君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、詳細については事務局長から説明

させます。

○事務局長（高崎利明君） それでは事務局から説明させていただきます。単記無記名でありますので、投票用紙の枠の中に、被選挙人の氏名を1名をお書きください。他のこと書きますと、無効となります。白票も無効となります。

以上で説明を終わります。

○議長（大原 昇君） 投票用紙への記載をお願いいたします。

点呼を命じます。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（高崎利明君） それでは、議席番号と氏名を申し上げます。

1番稲垣淳一議員、2番戸澤義典議員、3番中嶋すみ江議員、4番吉住博幸議員、5番橋本博之議員、6番高橋秀明議員、7番大原昇議員、8番上杉晃央議員、9番早瀬仁志議員、10番古舘繁夫議員、11番岡本美代子議員、12番坂田美栄子議員、13番新鞍峯雄議員、14番大江道男議員。

（投票）

○議長（大原 昇君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。早瀬仁志さん、新鞍峯雄さん開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（大原 昇君） 選挙の結果を報告します。

投票総数14票、これは先ほどの出席議員に符合しております。

そのうち有効投票14票、無効投票0票です。

有効投票のうち、吉住博幸さん11票、上杉晃央さん3票。以上のおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、吉住さんが副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(大原 昇君) ただいま副議長に当選されました、吉住さんが議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

副議長に当選されました吉住さんから発言を求められておりますので、これを許します。

吉住さん、登壇をお願いいたします。

○副議長(吉住博幸君) [登壇] 立場は違いますが、本当に皆さんに感謝を申し上げたいと存じます。質を高める。こうなければ、議会の議員としての役割、役目、議会自ら責任を取らされるはめになるのではないかと。共通した認識でいてくださったことを感謝したいと存じます。ただ、私は副議長に立候補するに当たって、一つだけ皆さんに申し述べたことを復唱させていただきます。副議長の基本的な責務は、大原議長、新議長に対して誠心誠意、議長が行おうとすることを手助けするということがあります。そういう意味では、副議長という立場は横断的に皆さんとの会話を持てる、このことが最大の役割だと、そして与えられた仕事の中で、皆さんを説得をし、納得をさせて、新議長のこの4年間の方向付けを支えていくことを改めてお誓い申し上げます。どうもありがとうございました。

○議長(大原 昇君) 暫時休憩します。再開は、おおむね2時をめぐるといたします。

午前11時25分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長(大原 昇君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第6 議席の指定

○議長(大原 昇君) 日程第6 議席の

指定を行います。

議席は会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定します。

各議員の氏名と議席番号は、お手元に配付しました議席表のとおり指定します。

それぞれ、ただいま指定の議席に移動願います。

暫時休憩いたします。

午後 2時01分 休憩

午後 2時03分 再開

○議長(大原 昇君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第7 選任第1号

○議長(大原 昇君) 日程第7 選任第1号常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、総務文教厚生常任委員に、2番大江道男さん、3番新鞍峯雄さん、4番上杉晃央さん、6番戸澤義典さん、10番吉住博之さん、12番中嶋すみ江さん、13番古舘繁夫さん。

経済建設常任委員に、1番高橋秀明さん、5番稲垣淳一さん、7番早瀬仁志さん、8番岡本美代子さん、9番坂田美栄子さん、11番橋本博之さん、14番大原昇、以上のとおり指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大原 昇君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、常任委員に選任することに決定しました。

暫時休憩します。

次に、議長の常任委員の辞任の件を議題としますので、副議長と交代します。

午後 2時05分 休憩

午後 2時06分 再開

○副議長(吉住博幸君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議長の常任委員辞任について

○副議長(吉住博幸君) ただいま経済建設常任委員に選任されました議長から、常任委員を辞任したい旨の申し出がありました。

議長はその責務上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁量権など議長固有の権限を考慮するとき、一個の委員会に委員として所属することは適当ではなく、また行政実例においても、議長の辞任を認めているところでもありますので、経済建設常任委員を辞任したいとするものです。

お諮りします。

辞任について許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(吉住博幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議長の経済建設常任委員の辞任については、許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩中に各常任委員会では、委員会を開催し、常任委員長の互選を行ってください。

再開は、午後 2 時 3 5 分とします。

午後 2 時 0 8 分 休憩

午後 2 時 4 0 分 再開

○議長(大原 昇君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長(大原 昇君) 諸般の報告をいたします。

休憩中に開催された各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りました

ので報告します。

総務文教厚生常任委員会の委員長に大江道男さん、副委員長に上杉晃央さん。

経済建設常任委員会の委員長に坂田美栄子さん、副委員長に早瀬仁志さん。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第 8 選任第 2 号

○議長(大原 昇君) 日程第 8 選任第 2 号議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、7 番早瀬仁志さん、9 番坂田美栄子さん、10 番吉住博幸さん、11 番橋本博之さん、12 番中嶋すみ江さん、以上のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大原 昇君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、議会運営委員に選任することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩中に議会運営委員会を開催し、委員長の互選をお願いいたします。

再開は午後 3 時 1 5 分といたします。

午後 2 時 4 3 分 休憩

午後 3 時 1 5 分 再開

○議長(大原 昇君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長(大原 昇君) 諸般の報告をいたします。

休憩中に開催された議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告いたします。

委員長に橋本博之さん、副委員長に中嶋すみ江さん、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第 9 選挙第 4 号

○議長（大原 昇君） 日程第 9 選挙第 4 号美幌・津別広域事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

美幌・津別広域事務組合議会議員に、高橋秀明さん、大江道男さん、新鞍峯雄さん、岡本美代子さんを指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました 4 人の方を、美幌・津別広域事務組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました高橋秀明さん、大江道男さん、新鞍峯雄さん、岡本美代子さんが美幌・津別広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された 4 人の方が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の

規定により、当選の告知をします。

◎日程第 10 町長就任宣誓

○議長（大原 昇君） 日程第 10 町長就任宣誓。去る 5 月 1 日に美幌町長に就任された土谷町長から、美幌町自治基本条例第 34 条の規定により、就任時の宣誓をしたい旨の申し入れがありましたので、これを許します。

町長。

○町長（土谷耕治君） [登壇] 宣誓。

私は、町長という地位が町民の皆さんの信託によるものであることを深く認識し、地方自治の本旨に基づき、住民福祉の増進を図るとともに、美幌町自治基本条例の基本理念の実現のため、公正かつ誠実に職務に邁進することを誓います。

平成 27 年 5 月 11 日、北海道美幌町長土谷耕治。

◎所信表明及び提出案件の概要説明

○議長（大原 昇君） 町長から、所信表明及び本臨時会に提案している案件の概要説明をしたいとの申し入れがありますので、これを許します。

町長。

○町長（土谷耕治君） [登壇] 平成 27 年第 2 回美幌町議会臨時会の開会に当たり、3 期目の町政運営に対する所信の一端を述べさせていただき、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私は、去る 4 月 26 日に行われました美幌町長選挙におきまして、多くの町民の皆様の御支持をいただき、当選の榮に浴することができ、引き続き町政を担わせていただくこととなりました。2 万 1,000 人町民の皆様の熱い期待にお応えできるよう、2 期 8 年の経験を力に、また新たな決意と信念を持って、町長の責務を担っていく覚悟でございます。

4 年間で振り返りますと、2 期目の就任

が4年前の3月11日に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生直後という時期で、日本は大混乱の中にあったことが鮮明に思い出されます。4年たった今でも復興は道半ばにあり、本町からの職員派遣も4年目を迎えておりますが、まだまだ先が見えない厳しい状況で、息の長い支援を続けてまいりたいと考えております。

国内情勢は、経済に関し歴史的な円高が続き低迷する中、平成24年12月に安倍新政権が発足し、アベノミクスの3本の矢は、前政権のコンクリートから人へとは全く対称的な政策を打ち出し、そのうえ円安、株高が急速に進み、活気が見え始めた一方で、現在は円安に伴う価格の高騰やTPP交渉など、先行きに対してさまざまな不安要素に包まれている状況の中にあります。

また、歯どめがかからない少子高齢化に対し、国は人口減少対策と、地方の再生を図るため、地方創生関連法を整備し、地方においてもこれに呼応すべく、人口ビジョン総合戦略の策定に着手したところであります。

日本は今、人口減少対策を初めとして、経済再生、震災復興、社会保障改革、教育再生、地方創生、外交・安全保障の立て直しなど大改革を行う時期にあります。

美幌町においては、高齢者福祉サービスの充実を図るため、民間移譲した特別養護老人ホーム緑の苑が移転改築し、新型特養の運営がスタートし、住民の生命を守る施策では、他の自治体に先駆けて、消防救急無線のデジタル化を整えたところであります。

文化振興では住民待望のびほーるをオープンさせ、スポーツ振興ではソチオリンピック・パラリンピックに4人もの本町出身の選手が出場し、町民に感動と夢を与えてくれました。

町立病院改革では9名の常勤医師確保を初め、信頼される医療提供体制の改革に着

手いたしましたところであります。

財政運営では、過疎法の一部改正により本町が地域指定され、有利な財源の活用が可能となりました。さらに懸案事項であった経過措置が満了時期を控えていた不採算地区病院にかかる特別交付税措置が恒久的な措置に制度改正が実現されました。

国全体が変革期にあって、極めて厳しい自治体運営を強いられる中、町民の皆さんと力を合わせ、懸案事項を着実に推進してきたと受けとめており、将来への手応えも感じているところであり、こうした流れを止めては、新しいまちづくりはできないものと確信しているところであります。

国においては地方分権、地域主権、そして地方創生と地方の取り組みに期待を高め、地方にとっても新たな時代を迎えようとしております。

美幌町の将来を見据えると、人口推計に示されてるように、このままでは少子高齢、人口減少傾向が進むことは明らかであります。しかし、我が町には多くの優れた人材と豊かな自然、豊富な地域資源があります。こうした地域資源を守る一方で、さらなる利活用を図り、人材の結集と総合的な地域力を発揮することにより、新たな企業を生み出し、雇用の創出を図るなど、将来にわたって大きな可能性を秘めたまちであると確信しているところであります。私は町民の皆さんが、安心安全に住み、生活することができ、住んでいてよかったと実感でき、長生きを楽しめる、将来に希望や夢の灯りがともし、小さくてもキラリ夢輝くまちづくりを目指してまいります。

その実現のために、10の基本目標と40の主な事業を掲げ、任期中に実現を図ることを町民の皆さんにお約束してまいりました。

基本目標として、第1にTPP参加を阻止し、農業、林業、酪農、畜産業の振興を図ります。

第2に、人口減少、高齢化、子育て支

援、若者対策に取り組みます。

第3に、地域医療、保健、介護、福祉の確保を図ります。

第4に、特産品の開発、ブランド化の推進、観光対策に取り組みます。

第5に、公共施設、事業の整備を進めます。

第6に、中心市街地活性化に取り組みます。

第7に、災害、減災、安心安全対策に取り組みます。

第8に、自衛隊駐屯部隊の充実整備に取り組みます。

第9に、広域行政の推進を図ります。

第10に、高規格道路、基幹道路整備に取り組み、基本目標の実現に向けて全力を傾注していく覚悟であります。

2期8年の反省すべき点と、今後4年間の目指す目標を改めて自覚し、町民の皆さん、議会議員の皆さんを初め、関係各位の御指導、お力添えをいただき、限られた予算と4年間の任期の中で、町民の皆さんの願いと夢を形にしていくのが私に与えられた使命であると考えております。

小さな声にも耳を澄まし、町民の皆さんと向かい合い、話し合い、多くの力を結集することを基本に、スピード感を持って、さらに前へ向かって全力を尽くしてまいります。

以上、これからの町政を進める上での所信の一端を申し上げましたが、全てが一朝一夕にできるとは、もとより思っておりません。町民の皆さんに一番身近で、基礎的な自治体である町は、健全財政の基盤の上に立って、継続的に安定した行政サービスを提供していくことを使命としており、途切れのない息の長い仕事であります。どうか私の決意と覚悟をお酌み取りいただき、議員各位並びに町民の皆様におかれましては、今後の町政運営に対しまして一層の御指導、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます、私の所

信表明といたします。

次に、御提案いたします議案等について御説明を申し上げます。

専決処分の承認について。

専決処分の承認についてであります。まず美幌町税条例等の一部を改正する条例制定については、地方税法が改正されたことに伴い、平成27年度の町税課税を行うため急を要したこと。

美幌町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例制定については、平成27年度介護報酬が改定されたことに伴い、サービス利用者からの手数料徴収のため急を要したこと。

平成26年度一般会計補正予算（第13号）については、繰越明許費に伴う会計処理等のため急を要したこと。

平成26年度国民健康保険特別会計補正予算（第5号）については、療養給付費負担金の確定に伴う会計処理などのため急を要したこと。

平成26年度介護保険特別会計補正予算（第5号）については、介護サービス給付費の確定に伴う会計処理等のため急を要したこと。

平成26年度公共下水道特別会計補正予算（第5号）については、建設事業費の確定に伴う会計処理等のため急を要したことにより専決処分をいたしましたので、御承認を賜りたいのであります。

人事案件について。

同意第2号については、議会議員から選任しております監査委員の宗像密琇氏は、平成27年4月30日をもって任期満了となりましたので、その後任の選任について御同意を賜りたいのであります。

同意第3号については、本町監査委員高木清氏は、平成27年6月22日をもって任期満了となりますので、引き続き高木清氏を選任いたしたく、御同意を賜りたいのであります。

なお、細部につきましては、後ほどそれ

ぞれ御説明を申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます、提出案件の概要説明とさせていただきますと思います。

◎日程第11 承認第4号

○議長（大原 昇君） 日程第11 承認第4号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） それでは、議案書の9ページをお開きいただきしたいと思います。

承認第4号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを町議会に報告し承認を求めるということで、次の10ページをごらんいただききたいと思います。

専決処分書。

平成27年度町税課税のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成27年3月31日美幌町長土谷耕治。

専決処分の内容につきましては、次の11ページから御説明を申し上げますので、11ページをご覧いただきしたいと思います。

美幌町税条例等の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

改正内容につきましては、参考資料で御説明をいたしますので、参考資料の1ページをお開きいただきしたいと思います。

資料1、承認第4号関係、条例名、美幌町税条例等の一部を改正する条例。

制定目的は、地方税法の一部改正に伴い、所要の税条例等の改正を行うものであります。

改正内容であります。まず大きな一つ目といたしましては、個人町民税、法人町

民税についてであります。消費税率10%への引上げ時期が平成27年10月から平成29年4月に1年6カ月延期されたことを受け、住宅取得に係る消費税負担増を緩和するため、所得税と同様に個人住民税における住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除につきましても、その適用期限を平成29年12月31日から平成31年6月30日まで1年6カ月間延長するというものでございます。

施行につきましては、平成27年4月1日施行でございます。

もう1点目であります。②としまして、ふるさと納税を促進し、地方創生を推進するための改正を行おうというものでございまして、①といたしまして、特例控除額の控除限度額につきまして、所得割の現行は1割まででございましたが、これを2割に引き上げる措置を講ずるもの。

②番目といたしまして、ふるさと納税に係る寄附金控除はワンストップで受けられる制度をマイナンバーあるいはマイポータルを活用した簡素化を図るまでの間、特例的な仕組みといたしまして当分の間、創設をするもので、まずワンストップ特例が多く受けられる対象者といたしましては、平成27年4月1日以降に寄附をされた方、確定申告が不要な給与所得者等ふるさと納税先が5団体以内の方というところでございます。もう1点目、申請の流れでございしますが、まずアといたしまして、ふるさと納税先公共団体にふるさと納税をする際に、特例申請書を自治体に出します。それからイといたしまして、ふるさと納税先地方公共団体は、寄附者の住所地市町村に対して納税者情報やふるさと納税情報の通知を行います。ウといたしまして、寄附者の住所地市町村はふるさと納税をした全額を翌年度分の個人住民税の減額を行うこととなります。よって、所得税の確定申告が不要ということに変更となります。

これについて平成27年4月1日以降か

ら施行しようとするものでございます。

(3)でありますけれども、法人町民税の関係でございます。法人町民税の均等割の税率区分の基準についてであります、現行の資本金等の額を原則としつつ、資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額または出資金の額に満たない場合には、現行の資本金等の額を資本金の額及び資本準備金の額の合算額または出資金の額に改正をしようとするものでございます。

また法人事業税資本割に合わせまして、資本金等の額から無償減資・資本準備金の取り崩し額を控除するとともに、無償増資の額を加算する措置を講じようとするものでございます。

施行につきましては、平成27年4月1日からでございます。

次に大きな二つ目であります。2ページであります。固定資産税・都市計画税についてであります。

これについては1点、固定資産税・都市計画税の土地に係る税額の算出につきましては、現在負担調整措置が講じられており、3年ごとの評価替えに合わせて検討することとしているところでございますが、デフレ脱却が現在最優先の政策課題であることなどから、現行の仕組みを継続することとし、平成30年の次期の評価替えまで、この間検討を進めることとされたものでございます。施行は平成27年4月1日施行でございます。

次、大きな3点目、軽自動車税でございます。

軽自動車税につきましては、昨年3月31日付けで税条例の一部の改正を行いました、かねてから問題視をされてきました小型自動車と軽自動車の税負担の格差是正を図るため、軽自動車の税率引き上げの専決報告をさせていただき、平成27年4月1日または平成28年4月1日施行としておりましたけれども、(1)に書いてありま

すように平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した四輪以上及び三輪の軽自動車について、その排気ガス性能及び燃費性能に応じたグリーン化特例、いわゆる環境への負荷の低減に資するための施策であります、これらの税率を次のとおり平成28年度分の軽自動車税に限って、それをそれぞれ適用するというところでございます。

施行日は平成27年4月1日施行ということで、3区分に分けて①、②、③となっております、これは排気ガス性能及び燃費性能に応じ、上から①が75%、真ん中②が50%、③が25%軽減をしようとする改正でございます。次に3ページをお開きいただきたいと思っております。

軽自動車税の二つ目でありまして、(2)といたしまして、原動機付自転車、二輪車及び小型特殊自動車等に係る税率の引き上げ時期を平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年間延期をする措置を講じるものでございます。

次、大きな4番目、国民健康保険税であります、まず1点目といたしましては、国民健康保険税の課税限度額を現行の51万円から52万円に、後期高齢者支援金の課税限度額を現行16万円を17万円に、介護納付金の課税限度額を現行14万円から16万円にそれぞれ引き上げる措置を講ずるものでございます。

二つ目であります。国民健康保険税の軽減措置につきまして、5割軽減の対象となる世帯の被保険者の数に乗すべき金額を現行24万5,000円を26万円に、2割軽減の対象となる世帯の被保険者の数に乗すべき金額を現行の45万円から47万円にそれぞれ引き上げ措置を講ずるものでございます。

施行日につきましては平成27年4月1日からでございます。

5番その他につきましては、地方税法の改正に伴う引用条項、字句の整理を行った

ところでございます。

根拠法令等につきましては地方税法であります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いをいたします。

なお、参考資料の4ページから21ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参考にしていただきたいと思います。どうぞよろしくお願います。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから承認第4号、専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は承認することに決定しました。

◎日程第12 承認第5号

○議長（大原 昇君） 日程第12 承認第5号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 議案の18ページをお開きいただきたいと思います。

承認第5号専決処分の承認について御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めます。

19ページでございます。

専決処分書。

平成27年度美幌町介護予防・生活支援事業に係るサービス利用者からの手数料徴

収のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年3月31日美幌町長土谷耕治。

20ページでございます。

美幌町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について。

美幌町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例を次のように改正する。

改正内容につきましては参考資料で御説明をいたしますので、参考資料22ページをお開きいただきたいと思います。

資料2、承認第5号関係、条例名は美幌町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例でございます。改正目的につきましては、平成27年度介護報酬基準につきまして厚生労働省告示が平成27年3月19日に官報において交付されました。利用者から徴収する手数料につきましては、4月1日から徴収しなければならないということで、これに間に合わせるために条例を専決処分しまして、厚生労働省令で示す額の一部を改正したというものでございます。

改正内容につきましては、介護報酬改定により生活援助事業、入浴サービス事業及び短期宿泊利用サービス事業に係る利用者の手数料を厚生労働省の示す額に改正するというものでございます。

次ページ以降につきましては、改正前と改正後の各サービスでございますけれども、これを載せております。生活援助事業、それから入浴サービス、短期宿泊サービスとこのように改正内容になっております。

根拠法令につきましては、介護保険法でございます。

施行日につきましては、平成27年4月1日付けでございます。

以上御説明いたしました。

御承認賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

4 番上杉晃央さん。

○4 番（上杉晃央君） この参考資料の23 ページ以降に、それぞれ改正前、改正後の金額だけ見ると、これは引き下げになっているのですが、加算減算のところでは介護職員の処遇改善加算ということで、それぞれ率で示されておりまして、ちなみに美幌町の各施設で職員の処遇をどういうふうに職員体制を整えているかによって、加算されるされないということが出てくると思うのですが、全体的には利用者の負担がこの加算によって、美幌町全体でふえていくのかどうか、その辺の状況がわかれば参考に教えていただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 今回の介護報酬の改正につきましては、やはり施設系については減少傾向にあります。訪問系については総体でございますけれども、約4.8%増加するという形になっております。

例えば、特別養護老人ホームの施設系でいけばマイナス2.4%。ですから訪問看護系については、やはり負担が増えるというような形になろうかと思っております。

○議長（大原 昇君） 4 番上杉晃央さん。

○4 番（上杉晃央君） 介護保険事業全体の中では、ちょっと当初予算の部分が頭になかったのですが、これらの改正によって総体的には介護保険の予算のほうの増減というのはどのような影響を考えられますか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） やはり総体的にはふえる形になろうかと思っております。減額する分がございますけれども、やはり介護認定者の増加だとかそういうこともございますので、事業が膨らんでいくというような形になろうかと思っております。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はあり

ませんか。

これで質疑を終わります。

これから承認第5号、専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は承認することに決定しました。

◎日程第13 承認第6号

○議長（大原 昇君） 日程第13 承認第6号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の25 ページをお開きいただきたいと思っております。

承認第6号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めるということで、次の26 ページをご覧くださいと思います。

専決処分書。

平成26年度美幌町一般会計補正予算（第13号）について、繰越明許費に伴う会計処理等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成27年3月31日、美幌町長土谷耕治。

専決処分の内容につきましては、次の28 ページから御説明申し上げます。

平成26年度美幌町一般会計補正予算（第13号）について御説明申し上げます。

平成26年度美幌町の一般会計補正予算（第13号）は次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、繰越明許費

の予算化、年度末におけます額の確定、または実績に基づきます整理を行ったものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,919万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ102億5,570万3,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

繰越明許費。

第2条地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費で御説明を申し上げます。

地方債の補正。

第3条地方債の変更は、第3表地方債補正で御説明申し上げます。

それではまず、33ページをお開きいただきたいと思います。

第2表繰越明許費について御説明を申し上げます。

地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものですが、地方自治法第213条の規定で性質上または予算成立後の事由に基づき、年度内に支出が終わらない見込みにあるものにつきましては、予算の定めるところによりまして、翌年度に繰り越して使用することができることとされておりました、この経費を繰越明許費というものでございます。

今回専決処分におきまして、この繰越明許費について、ここに記載のとおり13事業について、予算化を図ったところでございます。

主なものにつきましては、この13事業のうち12事業、5行目の農林水産業費の道営土地改良事業以外の12事業につきましては、先の3月定例会で御提案をさせていただきました地域活性化、地域住民生活等緊急支援事業、全額繰り越しの分でござ

います。

まず5行目、道営土地改良事業168万5,000円の繰越明許費の予算の設定でございますが、これにつきましては対象地区といたしましては、田中地区と美禽地区の2地区で、現地の条件に即した工法を検討した結果、27年度に事業を繰り越して実施することとなったことにより繰り越しをしようとするものでございます。

残りの12事業につきましては、今申し上げましたように、3月定例会に提案をさせていただいた事業でございますが、この事業につきましては、地域の消費喚起など、スピード感を持って絞った事業を実施する地域消費喚起生活支援型といたしまして4事業、それから雇用対策など、地域が直面する構造的な課題に実効ある取り組みを通じて、地域の活性化に資する地方創生先行型といたしまして8事業、合わせて12事業、事業費として総額1億4,914万8,000円でありまして、このうち9,478万2,000円が国からの交付金で措置されるものでございます。

今回の繰越明許費の総額、13事業につきましては、合計で1億5,083万3,000円、このうち一般財源は5,009万9,000円を見込んでいただいております。

次に34ページをごらんいただきたいと思っております。

第3表地方債補正について御説明を申し上げます。

3事業ございますが、まず1点目のコミュニティセンター耐震補強事業でございますが、これはコミュニティセンターの大集会室、通称体育館と呼んでいるところでございますが、この工事でございますけれども、過疎債のハード事業として充当率100%の事業であります。これにつきましては入札執行残が発生いたしまして、この執行残を活用いたしまして足場経費等工事が安価で施工されるために、合わせて追加とい

たしましてLED化工事を行ったものでございます。この財源について、過疎債の対象事業の中で不用額が発生し、当該事業の充当が認められたために、160万円増額し3,950万円としたものでございます。

次の住宅リフォーム促進事業であります。これにつきましても起債は過疎債のソフト、充当率100%の事業であります。これにつきましては、3月議会で補正をさせていただきまして、130件の見込みで整理をさせていただいたところでございますが、その後1件の辞退が出たために30万円減額し、4,250万円と限度額をしたところでございます。

最後に博物館冷暖房設備等改修事業であります。これにつきましても起債といたしましては過疎債のハード事業、充当率100%であります。

これにつきましては事業費の確定による整理でございます。700万円を減額し1億3,830万円といたしたところでございます。

今回の補正の結果、平成26年度の地方債借入額の総額は8億5,380万円となるものでございます。

それでは、次に歳出を御説明いたしますので、51、52ページをお開きいただきたいと思っております。

歳出でございますが、今回の補正につきましては、年度末におけます額の確定または実績に基づきます整理が主であります。まず議会費の議員報酬並びに政務活動費交付金の減額につきましては、松浦議員の辞任に伴う整理でございます。

それから2段飛びまして、企画費の政策推進事業費の増、積立金297万1,000円の増額補正でございますが、これにつきましては1月5日から3月30日にかけていただきましたふるさと寄附金408件、305万1,000円のうち、使途指定のない396件、297万1,000円をふるさとづくり基金へ積み立てをしようとするも

ので、これによりまして基金の年度末残高は9,104万4,000円となる見込みでございます。

このページの1番下、交通安全費の交通安全対策推進事業費の増、積立金200万円の増額補正でございますが、これは3月26日、一般社団法人美幌地区交通安全協会付設美幌自動車学校代表理事会長石澤信勝様から、高齢者の交通事故抑止対策に役立ててほしいと、200万円の御寄附をいただき、交通安全推進基金へ積み立てをしようとするものであります。これによりまして年度末の基金残高は1,114万1,000円となる見込みでございます。

次に、53、54ページをお開きいただきたいと思っております。

上から2段目、財政調整等基金積立金の増、積立金2億2,792万3,000円の増額補正でございますが、年度末整理に伴います執行残、また特別交付税等の確定により、まず1点目、平成27年度を補正財源といたしまして、財政調整基金へ積立金として2,772万8,000円の増額を、2点目、町民会館改築財源あるいは医療機器更新財源など将来の財源確保のため、公共施設整備基金への積立金として2億円の増額を、3点目、1月30日栄町3丁目阿部順子様から、夫正己様が生前町にお世話になり、図書購入に役立ててほしいと10万円の御寄附をいただいたこと、2月12日東3条南4丁目今正治様から、妻ナミコ様が生前町にお世話になり、図書購入に役立ててほしいと5万円を、3月6日、報徳大屋委代様から図書館蔵書に役立ててほしいと1万円を、3月13日、匿名の方から図書館蔵書に役立ててほしいと1万円を、図書館の寄附をいただきました。それからまた、図書館の雑誌スポンサー制度広告料として2社から2万4,800円をいただきました。合計19万5,000円を財政調整基金へ積み立てをしようとするものでございます。これによりまして、基金の年度末

残高は、財政調整基金が12億4,186万9,000円に、公共施設整備基金は13億1,341万1,000円になる見込みでございます。

以下は年度末の整理でございます。

次に55、56ページをお開きいただきたいと思っております。上から3段目、民生費社会福祉総務費の一般事務費の増の積立金3,008万円の増額補正でございますが、まず、2月3日から3月26日にかけていただいたふるさと寄附金のうち、福祉への使途指定分として12件分、8万円を福祉基金へ積み立てすることと、年度末の財源調整により特別養護老人ホーム改築補助財源として3,000万円を福祉基金へ積み立てることといたしまして、合計3,008万円の増額をしようとするものでございます。これによりまして、福祉基金の年度末残高は3億6,713万2,000円となる見込みでございます。

次の4他会計負担事業費の増、繰出金、国民健康保険特別会計繰出金932万7,000円の増額でございますが、これにつきましては、主に低所得者世帯の軽減分の確定による保険基盤安定事業費の増に伴う繰出金の増でありまして、国2分の1、道4分の1、町4分の1の負担でございます。

次、57、58ページをお開きいただきたいと思っております。このページと次の60ページにつきましては、年度末におけます額の確定または実績によります整理でございます。

62ページをお開きいただきたいと思っております。上の段の4健康づくり事業費の減、業務等委託料のうち、脳ドック検診委託料66万7,000円の増と肝炎ウイルス検査委託料18万5,000円の増額補正につきましては、受診者の実績増となったところでございまして、特に脳ドックにつきましては、美幌クリニックの3月閉院の影響もありまして、駆け込みによる増も要因の一つになったということで、人数的には当初

230名を予定しておりましたが、実績では292名に増えたということでございます。

次に63、64ページをお開きいただきたいと思っております。このページから70ページまでにつきましては、いずれも年度末におけます額の確定または実績によります整理でございます。

72ページをお開きいただきたいと思っております。上から2段目、社会教育振興費の芸術文化振興事業費の増、積立金200万円の増額補正でございますが、年度末の財源調整により、芸術文化振興基金へ200万円を積み立てるもので、これにより基金の年度末残高は1,181万9,000円となる見込みでございます。

以下、また次ページ以降につきましても年度末整理でございます。

それでは次に、歳入を御説明いたしますので、39、40ページにお戻り願いたいと思っております。

◎会議時間延長の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。

もはや4時近くになりましたが、あらかじめ会議時間の延長をしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

◎会議時間の延長の宣告

○議長（大原 昇君） したがって、あらかじめ会議時間の延長をすることに決定しました。

◎日程第13 承認第6号

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 引き続き歳入を御説明いたしますので、39、40ページをお開きいただきたいと思っております。

歳入でございますが、このページにつき

ましては、額の確定に伴います整理でございます。

次に42ページをごらんいただきたいと思っております。中ほどの地方交付税の増、2億3,624万3,000円の増額でありますけれども、まず1点目は普通交付税の調整率が平成26年度なくなったことから、調整分461万5,000円が追加交付となったこと、2点目は特別交付税の額の確定により、2億3,162万8,000円の増額補正となったもので、平成26年度の交付税は普通交付税で38億2,974万8,000円、特別交付税では3億5,162万8,000円、合計交付税は41億8,137万6,000円で対前年比1.0%の減となったところであります。ほかにつきましては額の確定等による年度末の整理でございます。

1ページめくっていただきまして、44ページをごらんいただきたいと思っております。5段目、社会福祉費負担金の保険基盤安定事業費負担金の増、176万円の増額補正につきましては、先ほど歳出の民生費の国民健康保険特別会計繰出金の増額補正で御説明いたしました、低所得者軽減分の確定による保険基盤安定事業費の増に伴う国庫負担金の増でございます。

三つ飛びまして、林業費補助金、社会資本整備交付金の減645万9,000円の減額補正につきましては、町産材活用促進事業補助金及びペレットストーブ購入補助金の実績減に伴う国庫補助金の減でございます。

その下、がんばる地域交付金570万5,000円の新規予算化でございますが、これにつきましてはアベノミクスによる景気回復の効果を全国に波及させるため、本交付金により波及していない財政力の弱い自治体を支援するもので、平成25年度の国の補正予算第1号に計上された事業メニューが交付金算定の対象となります。本町では、美女地区国営かんがい排水事業、森林

環境保全整備事業、北中学校便所改修事業の3事業が対象となりまして、地元負担額1,766万2,000円の32.3%、570万5,000円が交付され、平成26年度国の予算に計上されている国庫補助事業の補助裏に充当となるために、本町では公営住宅駐車場整備事業に充当をするものでございます。

次に3行飛びまして、社会資本整備総合交付金64万8,000円の新規予算化でございますが、これにつきましては消防庁舎の耐震診断調査に係る国庫補助金2分の1相当分でございます。

次に46ページをごらんいただきたいと思っております。上から2段目、社会福祉負担金の上段、保険基盤安定事業費負担金の増1,403万3,000円につきましては、国庫負担金でも御説明いたしました事業の増額に伴うものでございます。

中ほど、社会福祉費補助金の下の行、地域づくり総合交付金90万円の新規予算化でございますが、これにつきましては、平成26年度実施の福祉灯油助成事業について追加交付となったものでございます。

下のほうにまいりまして、社会教育費補助金、家庭教育支援活動事業費補助金23万2,000円と土曜日教育支援体制等構築事業補助金16万円の新規予算化であります。これにつきましては、いずれも補助金の交付決定による予算化でございます。

次に47、48ページをお開きいただきたいと思っております。

48ページの1番上、森林組合出資配当金100万円の新規予算化であります。これにつきましては森林組合に出資しております5万口、2,500万円につきまして、平成24年度は2%、平成25年度は3%でしたが、平成26年度は4%の配当があったところでございます。

2行飛びまして、一般寄附金の増200万円ではありますが、歳出の交通安全費で御説明いたしました美幌自動車学校様からの

御寄附でございます。

その下、ふるさと寄附金の増305万1,000円の増額補正につきましては、1月5日から3月30日にかけていただきました408件のふるさと寄附金でございます。これによりまして、平成26年度の1年間の合計のふるさと寄附金の総額、総件数は、件数では1,088件、金額では1,284万7,000円となったところでございます。

それから繰入金、財政調整基金繰入金からパークゴルフ場及び室内ゲートボール場施設整備基金繰入金までにつきましては、全て財源調整等によるものでありまして、今回減額あるいは増額をしようとするものでございます。それぞれの残高につきましては、財政調整基金につきましては先ほども言いましたが、12億4,186万9,000円、公共施設整備基金につきましては13億1,341万2,000円、ふるさとづくり基金繰入金につきましては9,104万4,000円、未来への森林づくり基金繰入金につきましては、1,981万8,000円、町営住宅敷金基金につきましては3,132万1,000円、パークゴルフ場及び室内ゲートボール場施設整備基金につきましては1億9,763万円となるものでございます。

次に49、50ページをお開きいただきたいと思っております。

上から4段目、雑入の中ほど広告料の増2万5,000円とありますが、これは歳出の財政調整基金積立金で御説明いたしました図書館の雑誌スポンサー制度広告料としての2社からの広告料であります。

2行飛びまして、カーボンオフセット事業交付金52万円の新規予算化でございますが、これは北海道森林バイオマス吸収量活用促進協議会、4町、下川町、足寄町、滝上町、美幌町で構成しております協議会のクレジット販売による収益金の美幌町への配分でございます。

2行飛びまして、森林組合事業割配当金124万2,000円の新規予算化でございますが、これにつきましては森林組合への町有林造林委託事業費の10%の配当があったところでございます。その下、栄森地区草地崩落原因者負担金82万3,000円の増額補正であります。昨年春に発見されました栄森地区草地崩落復旧に伴う治山事業実施に伴う草地所有者からの一部負担金の予算計上でございます。

最後の町債につきましては、先ほど地方債補正で御説明申し上げましたので、説明は省略させていただきます。

以上、御説明申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 48ページの基金のそれぞれ総務部長から歳出の中で説明いただいたのですが、議長にぜひお取扱いをお願いしたいのですが、今後、補正予算の基金の現在高というのを、結構説明が早く書き取るのが大変なことがございますので、残高を書き入れていただきますと、基金の直近の状況が議員としても把握できますので、質問ではないのですが、お取り計らいいただきたいと思っております。

それから50ページの歳入で、雑入のところの物品等売払の増でございますけれども、この増の中身と多分前年度との売り払いの単価等の増減等がきっとあるのかと思っておりますので、その辺の説明をお願いしたいと思っております。

次に56ページの福祉灯油の扶助の関係で、128万円の減額となっておりますが、実績で何人の申請で申請率は当初予定と比べてどうだったのかということと、対前年と比べて増減がどのようになっているのかを御説明いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（大原 昇君） 財務主幹。

○財務主幹（小室保男君） それでは物品等売払について、御答弁申し上げます。

内訳の詳細まで手元に持ち合わせておりませんけれども、主な内容といたしましてペットボトルの売り払い代金の増、あるいは発泡スチロールの売り払い代金の減ということがございまして、すべて調整した結果226万1,000円の増額ということでございます。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 多分そういう内容だと思うのですが、平成25年度と比べて、今お話のあった例えば発泡スチロールの減とかというのは、大幅に売払単価が下がっているのかどうか、その辺のことについて、もしわかればお知らせください。後からで結構ですから、分かるように単価だとか売り払いの量とか、そんなことを後ほど教えていただければ結構でございます。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） ただいまの件は後で資料を提出したいと思います。

それから福祉灯油の関係でございます。福祉灯油につきましては、前年度1,824件に送付しております。それで申請は1,650件、90.5%、決定が1,501件ということでございます。本年度につきましては、送付件数は1,800件、申請は1,609件で、決定につきましては、1,556件ということで決定率は86.4%と、この分については前年度より4%ぐらい落ちてるという状況でございます。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 56ページの福祉灯油の関係が1件と、それから58ページの障害者自立支援事業費の減というところの1番下、介護給付費・訓練等給付費のところの2件についてお伺いいたします。

福祉灯油の関係では、件数についてはわかったのですけれども、例えばこれ、連絡

の方法で、連絡がきちっと伝わっていない人もいなかったかなということと、それから、わざわざタクシー代をかけて取りに行くということができないという人たちの声もあったので、そこら辺のことをどういうふうな整理をしたのかということと、自立支援の関係で言いますと1,412万円、これ給付費ですので多分利用してる人が少なかったということだったのでしょうか、例えば対象制限とか、制限枠が非常に厳しくて利用できなかったということはなかったのか、2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 福祉灯油の件につきましては、民生・児童委員の会議の中でもそのように申請できない方については、ぜひ面倒を見てほしいというお話をしておりますので、やはり地域の力でいろいろと申請ができない方については、援助してもらおうようなことで、私も話をさせていただいております。おっしゃるとおり、この制度がわからない方も、多少はおられるかなというふうには考えておりますが、やはりその民生・児童委員さんそれから自治会の皆さん方の協力を得ながら、進めていきたいというように考えております。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美恵子君） 福祉灯油については理解はいたしますが、やっぱり文書を見ても理解してない人も中にはいたという事をお知らせしたかったということと、それからタクシー代をかけて、こちらまで取りに来るということが問題で、そこまでできないとか、そういうところをちょっとひと工夫できないかなという意見がありましたので、今後の取り組みとして考えていただければいいのかなというふうに思いましたので、お伝えさせていただきます。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） なかなか難し

い問題でございますけれども、やはりいろいろな、例えば包括支援センターなりケアマネージャーとか、訪問する方もおられますので、そういう方の協力を得ながらなるべく100%に近い形に進めていきたいとそうように思っております。

自立支援の部分につきましては、特に制限を厳しくしたとか、そのようなことはございません。ただ、毎年度予算を設定しておりますけれども、その額に達しなかったということで、特に件数が減っているということではなくて、予算をある程度見込んだのですが申請がなかった、前年度並みの申請だったということでこのような減額となっております。

○議長（大原 昇君） 総務部長、先ほどの上杉議員のはまとまりましたか。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 先ほどの上杉議員からの提案といたしますか、要望といたしますか、基金の残高でありますか、次回以降の補正予算では、別に残高を書いたものをお配りするということでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、承認第6号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は承認することに、賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は承認することに決定しました。

◎日程第14 承認第7号

○議長（大原 昇君） 日程第14 承認第7号専決処分の承認についてを議題とし

ます。

直ちに提出者の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 議案の77ページでございます。

承認第7号、専決処分の承認について御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めます。

78ページでございます。

専決処分書。

平成26年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、療養給付費負担金の確定に伴う会計処理等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。平成27年3月31日、美幌町長土谷耕治。

80ページでございます。

平成26年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）。

平成26年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,486万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億785万8,000円とする。

第2項につきましては事項別明細書で御説明いたします。

今回の専決補正につきましては、療養給付費の負担金の確定に伴いまして、国庫支出金あるいはその他の費用の実績を見込みまして、一定の整理を行ったものでございます。

歳出は89ページ、90ページでございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、一般財源と特定財

源の財源調整ということでございます。その下2款療養諸費、療養給付費につきましては、一般・退職療養給付費ともに、支給見込み減少によりまして、合計額で4,490万4,000円での減額ということでございます。

91ページ、92ページをお開きいただきたいと思っております。

2項高額療養費につきましては支給見込み額の減少ということで、3,140万8,000円を減額するものでございます。その下、4項出産育児諸費につきましては、当初40件の出産を見込んでおりましたが、25件の実績ということで、639万円を減額するものでございます。3款後期高齢者支援金等につきましては、国庫支出金等の特定財源と一般財源の財源調整ということでございます。

次のページお願いいたします。93ページでございます。

8款保健事業費、1目保健衛生普及費につきましては、がん検診等の国保被保険者の負担金でございまして、受診件数の増減により、それぞれ94ページにございますけれども、負担金額を受診件数の増減により合計で130万9,000円を減額するというところでございます。10款諸支出金につきましては還付金の精算によりまして85万8,000円を減額し、その他財源調整ということでございます。

次に歳入について、御説明いたします。

87ページ、88ページをお開きいただきたいと思っております。

2款国庫支出金4,767万1,000円の減額、それから3款の療養給付費等交付金484万1,000円の減額につきましては、負担金の額の確定、交付決定による減額でございます。それから6款共同事業交付金500万円の増額につきましては、これは高額療養費に係る分でございますけれども、交付決定による増額ということでございます。8款繰入金、1項他会計繰入

金、1目一般会計繰入につきましては、保険基盤安定繰入金の軽減分の1,753万7,000円の補助金の増額決定、それから支援分として352万円の補助金の増額決定、その他人件費、事務費等を精算いたしまして、1,173万円の精算減額を行った結果、差し引きで932万7,000円の繰り入れ増となったものでございます。

その結果、2項の基金繰入金、1目国民健康保険繰入金を4,990万7,000円減額するものでございます。

10款諸収入につきましては、延滞金の徴収増により322万3,000円を増額するというものでございます。

この補正予算の結果、平成26年度決算におきましては、約1億600万円の赤字ということでございます。この赤字額につきましては、前年度の繰越金で賄っております。

基金の残高につきましては、3億6,079万7,000円の残高となっております。

以上、御説明いたしました。

御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから承認第7号、専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって本件は承認することに決定しました。

◎日程第15 承認第8号

○議長（大原 昇君） 日程第15 承認第8号専決処分の承認についてを議題とし

ます。

直ちに提出者の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 議案の95ページでございます。

承認第8号、専決処分の承認について御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めるものでございます。

96ページでございます。

専決処分書。

平成26年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第5号）について、介護サービス給付費の確定に伴う会計処理等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年3月31日、美幌町長土谷耕治。

98ページをお開きいただきたいと思います。

平成26年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第5号）。

平成26年度美幌町の介護保険特別会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,602万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億3,402万9,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明をいたします。

109ページ、110ページでございます。

今回の専決予算補正につきましては、介護サービス給付費の確定に伴いまして保険料、国庫支出金、あるいはその他の費用の実績を見込みまして、一定の整理を行ったものでございます。

歳出から御説明をいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費58万4,000円の減額につきましては、職員の人件費、時間外手当等を精算減額するものでございます。その下、3項介護認定審査会費につきましては、津別町、大空町、美幌町それぞれ負担金を出しておりますが、その財源調整、それから2目認定調査費につきましては、臨時職員賃金の精算、意見書作成件数の減に伴う113万4,000円を減額するものでございます。

2款保険給付費につきましては、1目居宅介護サービス給付費、2目施設介護サービス給付費の実績見込みによる合計額で2,317万3,000円の減額でございます。

次111ページ、112ページでございます。2項介護予防サービス等諸費、これも実績によります199万5,000円の減額でございます。3項高額介護サービス等費につきましては、国庫支出金等の財源調整でございます。4項高額医療合算介護サービス等費につきましては実績見込み、41万4,000円の増額、5項特定入所者介護サービス等費につきましては、実績見込み減により91万6,000円の減額ということでございます。

次のページ113ページ、114ページでございます。

6項その他諸費は、国庫支出金等の財源調整でございます。

3款地域支援事業費、1項介護予防事業費につきましては、実績見込みにより36万7,000円の減額、それから財源調整も国庫支出金、道支出金等でしております。それから次に、2項包括的支援事業費・任意事業費は、短期宿泊利用サービスの実績見込みということで77万円を減額するものでございます。

次に歳入でございます。

105ページ、106ページをお開き願いたいと思います。

1 款保険料につきましては、保険料の額の確定により、6 7 7 万 6, 0 0 0 円を増額するものでございます。2 項分担金及び負担金につきましては、これも大空町、津別町、美幌町それぞれ精算をいたしまして1 4 万 1, 0 0 0 円の減額ということでございます。シルバーハウジングの入居者負担金についても精算をしまして、4 万 4, 0 0 0 円の減額ということでございます。

3 款国庫支出金につきましては、それぞれ精算の結果、額の確定により総額で2 1 4 万 9, 0 0 0 円の減となっております。

4 款支払基金交付金につきましても、額の確定により8 0 7 万 5, 0 0 0 円の減額でございます。

次1 0 7、1 0 8 ページでございます。

5 款道支出金につきましても、介護給付費の額の確定による2 6 1 万 5, 0 0 0 円の増額でございます。

7 款繰入金につきましては、介護給付費では居宅サービスの減、それから介護予防費の額につきましては額の確定ということでございます。短期宿泊サービスの実績等により精算した結果ということでございます。

その結果、2 項基金繰入金、1 目介護保険基金繰入金を1, 9 0 1 万 7, 0 0 0 円を減額し、基金に戻す形になります。この補正予算の結果、基金残高につきましては7, 3 4 6 万 7, 0 0 0 円という結果になっております。

以上、御説明いたしました。

御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから承認第 8 号、専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は承認することに決定しました。

◎日程第 1 6 承認第 9 号

○議長（大原 昇君） 日程第 1 6 承認第 9 号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（矢萩 浩君） 議案の 1 1 5 ページをお開き願います。

承認第 9 号専決処分の承認について。

地方自治法第 1 7 9 号第 1 項の規定により次のとおり専決処分しましたので報告し、承認を求めるものであります。

次のページ、1 1 6 ページをお開き願います。

専決処分書。

平成 2 6 年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第 5 号）について、建設事業費の確定に伴う会計処理等のため急を要するので、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 2 7 年 3 月 3 1 日、美幌町長土谷耕治。

内容につきましては、補正予算で御説明いたしますので、1 1 8 ページをお開き願います。

平成 2 6 年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第 5 号）について、御説明申し上げます。

平成 2 6 年度美幌町の公共下水道特別会計補正予算（第 5 号）は次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、公共汚水柵設置工事に係る建設事業費並びに終末処理場維持管理事業費の確定による減額補正をするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ118万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億50万9,000円とするものであります。第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

地方債の補正。

第2条地方債の変更につきましては、第2表地方債補正で御説明いたします。

121ページをお開き願います。

第2表地方債補正。

公共下水道事業であります。対象事業費の確定によるもので、起債限度額を6,290万円から90万円減額いたしまして、6,200万円とするものであります。

次に事項別明細の歳出から御説明申し上げますので、127、128ページをお開き願います。

3歳出、このページ、終末処理場維持管理事業費の減は、事業費確定によります電気料、建設事業費の減は、公共汚水樹設置工事が予算では10件分を計上しておりましたが、実績で9カ所となりましたことによる執行残による減額であります。

次に歳入について御説明申し上げますので、125、126ページをお開き願います。

2歳入、このページ、一般会計繰入金は、今回の補正予算に伴います財源調整としての減額、その下、公共下水道債につきましては、第2表地方債において御説明申し上げます。

以上、御説明申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから承認第9号、専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は承認することに決定しました。

◎日程第17 同意第2号

○議長（大原 昇君） 日程第17 同意第2号監査委員の選任についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（土谷耕治君） 129ページになります。

同意第2号、監査委員の選任について御説明を申し上げたいと思います。

本町監査委員宗像密琇氏は、平成27年4月30日をもって任期満了となったので、次の者を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるというものでございます。

記、議会議員のうちから選任する者、住所、美幌町字東3条南2丁目1番地の22、氏名、古館繁夫さん。生年月日、昭和25年1月20日でございます。

以上、御説明を申し上げます。

よろしく願いをいたしたいと思えます。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから同意第2号、監査委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、提案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は提案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第18 同意第3号

○議長（大原 昇君） 日程第18 同意第3号監査委員の選任についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（土谷耕治君） 130ページになります。

同意第3号、監査委員の選任について御説明を申し上げたいと思います。

本町監査委員高木清氏は、平成27年6月22日をもって任期満了となるので、次の者を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるといふものでございます。

記、識見を有する者。住所、美幌町字美禽265番地の29、氏名、高木清さん。生年月日、昭和19年1月17日生まれてございます。

以上、御説明を申し上げました。

よろしく願いをいたしたいと思えます。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、同意第3号監査委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、提案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は提案のとおり同意することに決定しました。

について、総務文教厚生常任委員会、経済建設常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付した印刷物のとおり申し出があります。

お諮りします。

閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに審議することに決定しました。

◎追加日程第1 閉会中の継続調査について

○議長（大原 昇君） 追加日程第1、閉会中の継続調査についてを議題とします。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本臨時会に付議されました案件は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成27年第2回美幌町議会臨時会を閉会します。

午後4時41分 閉会

◎日程追加の議決

○議長（大原 昇君） 閉会中の継続調査

美幌町議会 仮議長

議長

副議長

署名議員

署名議員